1　処分をした年月日　平成25年３月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　音羽電機工業株式会社　吉田　　修　兵庫県尼崎市名神町３－７－18　国土交通大臣許可（般－21）第20686号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エムエステック　清水　俊章　大阪府大阪市西区京町堀１－８－５　国土交通大臣許可（特－21）第23302号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成24年６月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コンステック　中野　米蔵　大阪府大阪市中央区常盤町２－３－14　国土交通大臣許可（特－19）第10349号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、石工事、屋根工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　青野スポーツ施設株式会社　青野　幸三　大阪府守口市文園町５－19　国土交通大臣許可（特－21）第18420号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三景産業株式会社　進藤　弘治　大阪府大阪市淀川区西中島７－１－５辰野新大阪ビル　国土交通大臣許可（般－22）第23690号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社あしだ　芦田　賢次　京都府京都市南区上鳥羽奈須野町４－３　国土交通大臣許可（般－19）第20030号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セイホ工業株式会社　石川　高司　大阪府大阪市西区新町２－４－２なにわ筋ＳＩＡビル10階　国土交通大臣許可（特－22）第18963号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０号

山口県宇部市松山町１丁目８番６号　コーポ佐々木305号、従前の住所山口県宇部市常藤町５番39号

債務者　三原　孝弘

1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで

山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第９７号

北九州市小倉北区足立２丁目８番８－204号

債務者　本村　直樹

1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部